



重修真書太閤記

十一編

三



へ13 特
門 5
號 459
卷 103

消
福
荒

重修真書太閤記十一編卷之七

北條氏政諸將の尊物語の事

并七人衆評論乃事

北條氏政へ天文八年己亥の誕生なり。幼名ハ之千代母ハ今川氏親朝臣の女也。永録三年庚子六月父氏康隠居あり。乃はみより。氏政廿二歳ふし。家督たり。次男ハ由井源三郎氏照一木氏輝武藏國八王寺の大石源九衛門尉定父の養子たり。後ハ陸奥守といふ。三男ハ北條助五郎氏規初ハ氏親豆刈葺山の城主としく。美濃守といふ。四男ハ虎壽丸武藏國秩父の

同
政
會
印

大岡記二編卷七

養子とて新太郎といひしが銖形并上列治田
の城主とあり安房守氏郡といふ五男の北條六郎
氏能氏忠と新四郎とあらため後子左衛門佐と云
野列佐野の城主宗綱の壻となりしが共佐野より
舊臣を置其身の豆列河津の蔭山氏の許に住し大
關齋と稱し卒して後澤田村林際寺に葬り大關齋
大嶺宗香居士といふ六男竹王丸元服して右衛門
佐氏堯といふ武列小机の城主なり永禄十二年十
二月六日駿列蒲原みく戦死し善福寺衝天良月大
居士といふ七男の三郎といふ長綱入道幻菴の壻
養子となり幻菴の家督を継ぐ上杉輝虎入道の

養子とて上杉三郎景虎といひしが然るも
輝虎入道物故のち入道の姉壻長尾越前守義景
の子喜平次景勝といふの幼少の時父を殺され
恨と家督を北條の子に譲りてを憤り景虎を
攻て殺しけりなり氏政の妹古河御所晴氏朝臣の
御臺所とせられて新御所義氏朝臣の母御かり次
ハ蔭田殿世多谷屋形吉良九兵衛佐氏朝朝臣の北
方なり氏朝朝臣の父從三位頼康卿の北方ハ氏康
の妹みくは姫の御方といひしが次ハ千葉介
親胤の室家あり次ハ關宿の築田河内守の室家ニ
次ハ七曲殿福嶋常陸介氏繁の室家あり次ハ岩附

の太田源五郎資房の室家なり。次ハ早川殿これハ
今川氏真の室家なり。その次ハ尾崎殿武田屋形
勝頼の北方なり。氏政の嫡子ハ國王丸母ハ武田信
玄の女なり。元服して左京大夫氏直といふ。今年天
正十八年ハ廿九歳なり。二男ハ太田源五郎資長の
養子とあり。武列岩付の城主あり。ハ早世しけれ
バ三男十郎氏房を以て嗣子と以。四男ハ千葉介の
養子とあり。佐倉の城主たり。氏政の連枝并子息
ハやうみ繁昌しけふより關東ハ湯池鉄城万世
不退の固と思ひ畿内中國鳥合の衆。後十萬寄來る
とも碓氷箱根を容易く超べあしやと思ひ悔どり

織田殿の弓矢をさへ輕蔑し。ハ羽柴筑前守か
んどお物のかごとし思わざなり。元龜のとき
將軍義昭郷より上野中務大輔改御使み。信長を
誅伐し天下を靜謐せしむべきよし仰下されしハ
バ氏政大よろこび弓矢取身のうへハ何事ハ是
ハ勝れる面目おほべき急ぎせの不足織田を退
治し將軍の御本意改達し申べく昔御請申て中務
大輔をばさぬく。馳走し引出物あま。取せ長持
綫棹より。せ京都へをく。ち上洛を企
は。信玄謙信の領知を経て足かか
上京せん。こ。た。や。ま。か。ら。び。如。何。み。し。て。本。意。を。バ

遂へきと工夫成あらしけるが或ハ安宅子の又て
 遠江灘を紀列泉列の際ニ馳着んといふ義もあ
 すさハ越後と親しむ成むを北陸道を江列へ打
 ていらんせいの定めもあ又一日くと延引しける
 うちハ將軍都ヲ安堵ましゆさび中國へ御ひらき
 有法ハハ氏政切て上るま及むを關東の諸將いげ
 れも力を落しけるうちハ信長乃悪行まをく募
 元龜元年九月十三日比叡山を焼亡し或ハ石山を
 破却しすのハ高野山を攻滅せんとあしけるハ佛
 罰マかり又天正十年六月二日京都みおのる家臣
 明智日向守ヲためハ傷害あまれ實ハ三寶の冥

罰と申べし信長滅亡の後羽柴筑前守といふもの
 雅意ハ任せて天下を自由し主人の家督を心の儘
 入進退し無禮をなすらくと聞人乃耳を驚かせり
 十善萬乘の天子といへどもかの者の邪行を正さ
 せむふべき御勢ふく却て筑前守ハ浮雲の富ハ仁
 を多分の金銀を獻むは御迷ひありしと未代と
 ハ申ふからあやうくてき事どもなり然ゆま
 今不どハ武田信玄遷化し其の跡勝頼ハ滅亡し上
 杉謙信も他界し三郎景虎ハ喜平次景勝もうたれ
 たり駿遠參ハ我嫁御料の國なむハ何の怖畏もあ
 らん筑前守東國ニ發向もはとも行程百餘里を隔

たり廿餘萬の兵士を發を依り兵糧米馬飼料下
行有へきん廿餘萬と云バ九廿萬人の廿萬人一日
の食料三千石の百日の廿萬石及ぶ船を積た
らば三百餘艘あるべ廿萬の兵士及馬二萬疋と
知べ二萬疋の馬飼料乾草六萬貫目大豆二百石
是等の支度豈一朝一夕に整べけんや夫は准して
弓矢鉄炮玉藥の用意夫幾許ぞや勿々五年三年の
陣用意よてい思も寄以抑當家關東を治ると既
四代百餘年及び一族豆相武總は城を保ち境を
治め譜代家臣八列は充満して館を設け郡郷を支
配したり兵糧の倉廩は貯て甲乙丙丁の次第を立

乾草を十三以上十六以下地下人の役と朝暮
ふこれを収め故きを出し新を蓄ふ箭竹の役王
鑄の手傳とあ是次男三男の勤めおとば箭倉の納
め玉土藏は容一処後百万乃數及べり甲冑の良
工刀劍の名人を世上に普祿く是を知るこれ人カ
と比へ筑前多譲るありや処なりす確氷
峠の嶮岨ふちこ日本武尊の御時より掲馬く箱
根足柄の山道坂高く石崎ちして新田足利の軍物
語み顯くはたり是は天地の巧妙にして何子向人
とゆその類をいらば然るに面々心を一のふし志
を固くし筑前守々寄來らん時これを防ぎて給

以へとあつて時板部岡江雪入道進之出て申やう
 何様も御當家關東を撫育あつて既に百年
 及び此へ今程の壮年とも誰かハ早雲寺入道殿
 春松院殿万松軒殿の御恩を思ふぬりのべ
 然れ御當家の御大事といふも何れも粉骨
 碎身して御用み立べく此へ羽柴筑前守とて
 怖ろしく存せし但遠く先蹤を考へ及ぶ現
 在のとみ思ひめぐらし此も中國みて毛利と
 小國おろり十箇國も領しの上一族は吉川
 小早川とやて弓矢巧者の大将二人あり常は毛利
 羽翼とて万事を取計らふ然れハ毛利乃家ハ

鼎の如くといわれおほま此筑前守と志す
 陣し然も手誥乃軍せしとね備中高松の噯か
 どのうささを承りゆまよく天道を得し筑前
 とおめらさし信長などの大将を只二時あまり
 切崩して光秀をとつ一時小打破又忽ちこれ
 を誅しその後とも柴田を責め腹を切を尾張
 伊勢に向き軍をさくめ瀧川を破り信雄を流し文
 四國も渡り長曾我部を削り九列も下向かして
 大友嶋津を平均しお軍たかかて九人の及
 みかみゆら今筑前と軍仕りゆらんハ關東ハ
 箇國の勇士も頼むたらは碓氷箱根の要害も堅

固なりと申かく如何みり上杉景勝佐竹義
 重伊達越前ふどく一味同心して御防平く千
 み一いり勝を得べきと申けれ氏政心中み
 江雪り申外もつとも至極せりとおもれか
 よづ竊み越後の容子を探らさみ筑前守柴田退
 治の脚次み加列まゝ出馬して加列能外平均み切
 たひらげ越後の長尾景勝より人質を取ひて只
 今まで筑前守の下知を守り北陸道より碓氷嶺
 へ寄る人敷の内なりと申けふまより内々の
 上杉ハヤ敵みあつめふなり但し濱松ハ氏直と
 父子の親睦あまばよも二心ハたをと困て東海

道ハ心安しと思はれけるみ折關白と北條と不快
 のとめをいへ甲斐信濃を濱松の御分國なる
 小甲列郡内を小田原み領し上野ハ小田原の分
 國なるみ沼田を濱松方なる真田安房守の知行を
 はといととかりと申けふを關白聞たまひ如何み
 も尤の事なりとて早々沼田を北條に渡したまへ
 ハ北條も郡内を濱松へ渡し奉る然るも北條み
 沼田を請取入部して見れば利根川を隔て名胡
 桃といふ処あり是ハ真田の墳墓の地と云はれ
 置渡さば然るを北條り郎等も指股能登守といふ
 其の堅固の田舎侍ありけり何茶さりとやある

べきとて無体入押かけ名胡桃を切取たり斯事を
 真田安房守より關白へ訴へ申けとは關白大に怒
 りたまひかくの如く矛盾及ひかたば濱松
 とて頼るかた然らば箱根碓氷より外をさへ
 て敵國と思はれたる常陸國も佐竹屋形ハ新羅
 三郎以來數十代の名家なり家督久く諸侍の心
 剛おとは頼まんとり入よも頼まると云へ
 らはとく專使を以てこれを語らふまいの關
 白より石田治部少輔を以て仰下され題目あり
 その題目は就く思案の処なり決定次第これより
 申入べしといへり氏政もあきれとて然ハ佐竹を

ちや關白一味とおもはれり陸奥國の程遠けと
 ハせんがみいませ關白の手とくへり人と思
 ひまの米澤の伊達越前守入使者を送りて關白下
 向何らば後卷あふへに撥入と申けとは越前
 守使者入對面勇士の本意偽なきを以て第一と
 以某年久しく此國を領し四方に向て弓矢をとり
 けり葛西大崎をさめ最上南部蘆名上杉何れも
 大敵みくは正宗いふもく是を打平け五十餘
 郡を平均せむと存しは知入關白の許より使札
 到來し王命を脊す私の合戦その謂か早々切取
 処の郡郷を返上し上京して公役入従人へきり

仰出されたり是に於て越前守ハ何れ近々上洛
 せべく存ト定めてレハ北條殿と一味同心して
 關白ヨ向ヒ合戦を企まん存レヨラ次と申奥列
 牧の馬二十疋ハ上品の巻絹三十疋を使者ニ付て
 送り越たり使者本意かくおゆへども押ハへて
 云ベキ詞をあらハ音信の馬絹を受納めて引返シ
 ところ那須野を過るゆへに那須の屋形ニ申入ける
 小四歳なる藤王丸家督の初みう埒あつた
 那須家藏ニ太閤の御朱印あり大高不どの紙を
 二の折又三の折於下野國那須内合五千
 石事相添目錄別紙令扶助之訖全可領知也と五

行入記され天正十八十月廿二日 朱印 那須藤王
 丸と充らた
 それより宇都宮ニ至リ侍從國綱へ申入下かとも
 母方叔父佐竹義重の心をか孫々志つとた返
 事か

古本家忠日記云天正十六年五月六日北條氏政
 と秀吉と和議破る聞五月十日駿府御あはれひ
 みより北條氏政と秀吉と和議調ふ八月七日北
 條氏政和議かるみより使を秀吉へ遣ち使ハ
 北條美濃守あつ駿府みまは駿府より榊原康
 政成瀬藤八郎をまへらる今日岡崎みまは十

五日三士大坂入りしり。秀吉も謁を美濃守云く
氏直來年上洛すとべし。上野沼田の城ハ駿府
と約定せし処あるハ是を領せんことを請ふ秀吉
曰く我これを委細みあらん重く氏直ハ使者を
たりし子細を申へしとなり。美濃守小田原も歸
るそのち板部岡江雪齋をて大坂に至らし
め沼田の子細をたたく。かば秀吉これを許容
あつ十七年七月廿一日秀吉の使畠田半右衛門
津田四郎左衛門駿府よりしり。真田正幸も領
る上列沼田を氏直もかへし與えら敷べきや否
といふことを告給ひけしは更し別の思召かき旨

御答あり。榊原康政を両士も添らし。真田も許へ
仰遣はる。真田かき出まり奉る旨御受あり。十
一月三日氏直沼田の城を請取北條安房守氏郡
を爰も居らしむ。氏郡も家來猪股能登守名胡桃
の城を無態も攻取みしり。氏直石巻左馬允を
て上京をしめ陳謝をといへし。關白大も怒り
廿四日秀吉より氏直へ手切の書を與ふ十一月
廿九日駿府御發駕十二月九日御入洛十日秀吉
御對顔北條退治の御議定あり。十二日御出京十
三日北條退治の事を諸將も達したる。ふとこ也
甫菴本も來春關東陣御軍役の事

五畿内半役中國ハ四人役あらび四國おかど
坂より尾列み至る迄六人役

北國六人半役遠三駿申信この五箇國七人役

右任軍役之旨來春三月朔日令出陣攻平於小田

原北條可有忠勤者也仍如件

天正十七年己丑十月十日 秀吉御判

とこの日但十月十日ハ北條氏政氏首と秀吉公和

議調ひ上列沼田の請取渡しまく齋を然るみ

十月此陣觸ありて後十一月沼田を渡さしつる

といく

重修真書大閤記十一編卷之七終

重修真書太閤記十一編卷之八

秀吉公北條氏政と通信乃事

并氏政の使者上坂の事

天正十六年四月十四日關白秀吉公聚樂の第へ行

幸ありかハ前田又左衛門尉浮田八郎三好孫七

郎をらめ邊土遠境の武士いはれも羽林の中少

將あるひも納言宰相拾遺補闕の顯官と帶を教と

容易からさば朝恩なりといひしり肝入銘し骨入

彫る禁闕の公役を勤仕を中み小田原の北條

左京大夫氏直伊豆相摸武藏上野上總下總數箇國

を領し、時より一度も上洛せしとなく、一事も朝儀
従ひしとをきくべし、れ全く怠慢自由の至りぬ。
早く上京して、朝廷へ出仕をとげ、尋常の奉公を心
掛べしと御使數度及びいよと。氏政隠居せし
とのりよりの、政事、氏直の心よ任せ、孫の免前
延引よ及ぶ、抑甲斐の武田乃滅亡しけふ、後北條家
より、甲列郡内を切取けふよ、濱松の御勢と對
陣數月よおよひけふを、北條美濃守氏規無事を取
おはらひ、甲斐の郡内を濱松へ渡し申べく、間上野
の内、沼田を北條へ御渡しおふべきよし、熟談して
北條家臣濱松へ質とて、參向しけふよ、濱松

より、酒井小五郎小田原へ行向ひや、督姫君
御入與ふも及びけふよ、真田沼田を渡さしと相撲
はれと。上意のうへへせんか、ぬく、小田原へ渡
しけふとを、真田いよふも、無念よおひ、終は羽柴
筑前守を頼しけふと、その頃、筑前守柴田北畠と
取合事急かとは、果敢し、加勢ふも及ぶ、孫と此事
片心よか、りて、有けふち、關白とありたまへ、
日本國一處とて、其下知ふむ、むく、ぬの、ぬ、小田
原より、北條美濃守氏規を、氏政氏直の代官と
上洛せしめ、沼田のとを言上よ及ひし、關白殿聞
召て、國境目の事、細碎よ知食さし、事よ心得し、侍々

上せしへと御下知あり。あふみより。板部岡江雪齋
 入道上京して。泊田の始末を言上き。かば秀吉公
 尤の事なりとて。北條理運の冒を聞さけふを。小田
 原の家老松田尾張守といふもの。獨これ悦を以
 如何みりして。主の北條と。關白と。再度矛盾及ぶ
 様。小計らへともやと。おのひ立けるこそ。ふしぎなり。
 この尾張守の嫡男の笠原新六郎政堯とて。伊豆國
 戸倉の城代たり。手勢百八十餘騎。組子八百餘を。進
 退きたり。此戸倉と。駿河國泊津と。埜目交わり。
 行程近し。泊津あり。甲斐侍高坂源五郎二百餘騎。小
 籠城し。ゆきは。埜田の夜掛のとき。足輕せり。合度

度ありける。新六郎いひ。後世を取の。形ら以
 不思議の行状多あり。か。民政氏直あり。父祖又
 劣り。不覺人や。と。は。う。たま。の。と。を。新六郎漏聞
 て。い。ろ。み。り。口惜し。き次第か。か。時分も。あら。の。謀叛
 して。と。お。り。ひ。立。ける。を。高坂い。ろ。み。り。知。た。り。け
 ん。三嶋の真經寺といふ僧を以て。勝頼の御意なり
 と。云。ひ。色々。新六郎を。た。を。り。ける。を。新六郎
 心浅くも。同心し。甲斐侍を。戸倉の城へ。引入。北條右
 衛門佐氏堯の籠。また。大平の城を。追落さんと
 謀。り。た。か。北條右衛門大夫大平の加勢。来。り。
 か。忽。武威を。近隣。振。ひ。け。る。を。見。て。新六郎。か

くてハ叶々とおのひまぐ降参のよしを申入け
 るふよう。新六郎も不義の赦をへきみあらはれ
 父尾張守康秀も度々の忠功も免し祖父筑前守康
 定も一方おらば氏綱氏康へ奉公したるを何れ
 ごとく新六郎を出家させ申列よりの加勢を追出
 し戸倉の城を左衛門大夫請取り新六入道ハ父
 知行所川村邊も牢々を殘念も思ひ父の尾張
 守もより勸めゆるふよう。父も遂も同心しけ
 ば偏も天魔の所業といひゆへし小田原も板
 部岡江雪入道下向して大坂の首尾を言上しける
 ぶやい上ハ氏政氏直兩朝臣乃うち是非も上洛

ありたまふハ叶ふへらば但し百餘里の行程
 を經十餘箇國を越んと旅装とのひ人馬の下行容
 易の事ふあらば然とて是を哀も上洛延引せば
 關東八箇國を所務せし甲斐も如何せんと評定
 ふもよひけるも氏政上洛すしは萬々一秀吉の
 ためも抑留せられたらんも氏直子としてこれを
 余野も心へきみあらば遂も弓箭も及ひかん
 氏直ハ駿府の縁者なり秀吉も駿府の心をかた
 ず人事の世にこれを志る然れハ氏直もはら
 當りて駿府の心を破るへきみあらばこれらの道
 理を考ふハ氏直まかり上るへきなり關東乃留

守ハ氏政朝臣かくて補ままをば何の不足ふそくらあら
んと云議ぎ定さだまり然しかハ人数にんずを定さだめよとて催もよほされけ
るみ松田左馬助同筑前守同因幡守同兵部丞御宿
年人佐蔭山刑部左衛門尉大草加賀守南條右京亮
板部岡右衛門尉渡邊左衛門西右衛門高麗越前守
後藤彦三郎大藤源七郎高田左衛門尉篠窪民部丞
同修理亮布施彈正左衛門尉同善三遠山左衛門尉
加藤大藏丞宇都左京亮兵部彌次郎山前四郎左衛
門同彌十郎以下侍三百餘人總軍三千餘人と記
た々往來四十餘日京都大坂ふ滞留廿餘日能序のりは
又伊勢兩宮をくめ大和河内の名所古跡をり一

見みいたまふへあまの大低八十餘日と積り三千餘
人の廿四萬餘人あり廿四萬餘人の兵糧二千五百
石馬飼料以下の汚々の價を以てこれを買取へ
といへハのや他國たあ物を買てハ我邦の寶を失
人道にんどう理りぬる泉外せんがい堺津志列鳥羽の津駿河の清水しみず遠
江の白輪三列乃伊良胡いらかかんとへ船をかけ我國
人にんを賣うまへといふを尾張守熟々と是を聞き面々
の評定ひやうじやうあぢおのけれ上野國の事ハ當家の御領
として他人のゆりかたはあはれよ誰ハ是を
去さる然しかるら近頃真田安房守信列しんれつより切入きりいり自由
不領ふりやうまると誠まことのゆりかたは然しかれハ是を取返かへして

初て正路の事なり。われら關白の思分といふも、
それ秀吉の裁判して、其の功に當屋形上洛す。
ませと申すよ。心得ぬ申す。決して上洛其
詮あり。よ。く。遠々と多くの國郡を越て、御足長
み京大坂に御上り。ゆ。の。ち。何と思召ゆ。と。誰
御為。み。力を竭す。ゆ。へ。さ。は。ら。る。ら。人。の。懸。便。み。計
す。ゆ。を。我。より。破。ら。せ。た。ま。く。ん。と。も。如。何。み。ゆ。へ。
江雪齋の申す。如く。屋形御上洛ある。へ。さ。よ。し。成
御分國中へ御觸ゆ。ま。う。く。み。ま。い。ま。く。何。日。と。も。定。か
み。仰。出。さ。ゆ。と。及。び。久。尤。ま。ル。ハ。供。奉。の。人。數。を。催
さ。ゆ。く。み。も。及。び。ゆ。ま。し。又。兵。糧。馬。の。飼。ふ。ん。と。ハ。猶

更のこみゆへ。さ。ゆ。く。ま。く。關白屋形の上洛。遂
達。さ。う。と。く。夫。を。怒。り。出。馬。ゆ。と。も。日。本。第。一。の。箱。根
足柄碓氷の關を切塞す。爰。み。く。防。さ。ゆ。り。二。箇。月。三
箇。月。を。過。し。ゆ。と。ん。と。何。の。難。を。て。ゆ。へ。さ。關白大
坂。を。出。て。徒。は。二。三。箇。月。を。經。る。ま。て。其。功。立。ゆ。ハ。西
國。中。國。は。必。定。異。變。の。起。ま。ゆ。と。ん。と。鏡。み。か。けて。明
白。み。ゆ。西。國。中。國。は。異。心。の。め。の。出。來。ゆ。と。ん。從。ひ。來
ま。し。勢。共。の。中。み。も。變。の。作。り。ゆ。へ。さ。ゆ。く。然。ハ。關白
何。と。く。人。を。制。さ。ゆ。力。の。ゆ。へ。さ。僅。は。自。身。を。全。く。し
て。引。返。さ。ゆ。を。得。ゆ。世。は。猛。を。ま。く。申。へ。さ。ゆ。と。詞
巧。は。是。を。支。え。し。ハ。氏。政。朝。臣。元。より。關。東。八。箇。國

の外を見しとて、我は勝るもの、誰うあらんと驕
慢自負の本性あるを以て、尾張守う心中とへ知以
譜代の忠臣なり、武勇の剛の者なりと果敢かき頼
み終に上洛の工を等閑よせしと五代の武運盡ぬ
べし時節とみせしを知れせり

真田與三郎幸村名胡桃を申請る事

并松田尾張守猪股を謀る事

關白秀吉公板部岡江雪齋々申上る旨より従々をた
まひ上野國利根郡治田城をば北條家へ渡し申へ
し旨御下知ありけるより、異儀なり、御渡しあり
の事とて、真田安房守昌幸う次男與三郎幸村治田

の西北に當り利根川を隔てたる名胡桃の真田の
墳墓の地をとりこの処をわたり、殘し置度より達て
言上志けるより、真田の家臣丸山小左衛門神原康
政と共に大坂に參上し、此旨言上よをよみし、か
關白もその理、聞食分らば北條家へも、おの旨御
論しあふより、雙方納得の上、治田へ北條安房守
氏郡入部し居城鉢形と兼帯し、越後埜の固められ
り家臣猪股能登守を以て城代として、差置けり名
胡桃への真田より、伊勢崎藤右衛門を籠たりたり
真田安房守昌幸の天文十五年丙午の生れあり、
天正十七年の四十四歳なり、嫡子源三郎信之の

永録九年の生れかまひ。天正十七年廿四歳次男
與三郎幸村廿三歳のゆゑも父昌幸いまく武藤
喜兵衛と稱せし時の子なり母ハ武藤喜兵衛晴
季の女なり

松田尾張守ハ種々と計策を廻らし北條と關白と
和睦手切ふるへきやうよと計りかとも伊勢
備中守大和中務少輔江雪入道去きり民政氏直
兩朝臣を諫め穩便平安の取扱ひを專一とあしめ
るみより關白殿下みいやく平和の御沙汰みく
沼田城乃請取可くも濟しかり尾張守よみも本
意おろしおのひ猶も事の破るへき工夫を凝しける

ハ不當といふも何よりあり爰は沼田の城主安房
守氏郡の家老は猪股能登守範直といふ小平六
範綱の末葉ある堅固の田舎人みて横紙破りの
荒武者あるうへ短慮ふして理非も疎きものなり
を以て尾張守このものをとて事起さ
せしやと思ひはきある夜能登守を招き酒のまを
大に饗應しけれ能登守も殊のろ喜ひ盃の數
もおのひの外多くあり亭主も客も打くめろき
様々の雑談も及びけふ時尾張守申けるいさみ
能登守御邊ハ近々沼田へまかり越たすからん
彼地の事の御邊元より案内あるへ沼田の續き

形る名胡桃と其間いくを隔てしからんと問
 の能登守如何ふも案内知ちり沼田より薄根川を
 渡りて視田息田政所真庭後閑ふといふ在処を過
 利根川を渡りて月夜野名胡桃といふおれは四里
 餘りを隔てていふ尾張守をれを向りの処を
 残して真田は知行さまおと餘りよ云甲斐おきみ
 あらばや但し真田は沼田を領せしとさの遠き
 とくもさるは如何おれは名胡桃は墳墓のおふや
 らんいふはさお形らばやといふ能登守は
 此沼田の城ふは沼田某と申すの年來領して
 此ひは永禄年中父子嫡庶の内亂より其家亡ひ

此ひは上杉管領憲政より父みては左近大夫
 範頼と與えられ範頼は讓ふ其うけつて領して
 御手は屬しはかりあつて同十年上杉謙信は責
 られ面目おくれはへとも城をわけて落人とあ
 りひのち謙信より柴田右衛門を置又河田伯耆
 守を置り又伯耆守病死しひふよより用土新左
 衛門邦房藤田能登守と住居しけふは沼田の地侍
 とも甲斐の武田へ志を通し吾妻の岩櫃に居たる
 真田安房守をむきのれ天正八年より昌幸は持と
 ありては真田は奉書とて人の持はるのみ

定

一廿貫文 大橋分

一八貫文 内藤分

右境目別而走廻以奈治田御本意之上如斯
被充行之趣被仰出者也仍如件

真田安房守承之

天正八年庚辰六月廿七日

武田勝頼
龍朱印

本林下又右邊の取

かくの如くゆへハ夫より前ハ真田ヲ治田を知行
ギ一ノ覺束なくハ形ウハ是は今年まで僅二十年
入満まゆを累代の墳墓の地と申立ハ名胡桃

ハ虚言あるへくおがえゆといへハ尾張守成らば
訣句治田ハ御邊ある本主ありりるよ此邊を
真田めろ智謀入任せろ様々申やをめ一ことの
おハ一々ノ隨分ノ能登守心を用ひろ治田を守
りゆへ万々一關白ノ手切ありろ三麟の旗を京
都ノ立ろ斯まのりろたらハ御邊ハ一定治田ハ本
主ノ利根勢多の郡を領したまハ一但一御
邊のいゆゆハ證據分明なれハ名胡桃ハまつく
く真田ノ偽計の地入りて更ニ正一キ證據あるべし
御邊入部の上ノこれを攻取さらニ真田ノ墳墓ハ
ゆゆ然るを詞を巧入りて上聞をかきめゆこと

真田の奸計とヤべくはよく御勘辨のうへへ使
 を下されはる事御穿鑿はる。黑白明白は顯
 へへと仰上らせはる。真田のたちあちふ罪を
 蒙り當方の理運眼前より偽りのものを偽
 らしとくそのまゝにさし給ふと實は弓箭は
 武邊りのみ足はといへ。能登守元より思慮を
 するのみくあり。尾張守を説くといはる。道
 理とおりの定めはば心中よりやく治田は入部
 ！我れよりいふみして。名胡桃を取るやと。ユ夫
 の！我家へかへつけるか。本心欲深きものねは
 醒ても。此事忘れなきを志する。合戦の用意して治

田へ入部。日々忍びを入る。名胡桃の容子を伺ひ
 月夜野の渡り。符を組こく。かろけふあそ北
 條家の滅亡をべき。うめあこと。後よ知人かたり
 合しとかや

重修真書太閤記十一編卷之八終

重修真書太閤記十一編卷九

猪股能登守名胡桃を取事

并沼田地侍乃事

猪股能登守範直々松田尾張守。姦謀とハ夢みも
 志ら以田舎武士の片意地み真田。偽謀をみくむ
 乃あまり免やせよ。前やせんと終夜おひ明し
 以れとも。然はへ平思葉もかお止ハ早々み小田原
 を發足し早川小磯大磯小餘綾の濱邊をたひ平
 塚馬乳をうち渡し藤澤山を弓手み足か。戸塚の
 里み一夜をあゝ。程ヶ谷をぞて神奈川や川崎六

カ開讀士終表ガ
郷品川の海原遠くうちかゝめ瀧の川乃板橋に宿
をかり明れの志村の萱原をこけり戸田の渡りよ
船をもち蔽浦和を馳行の武藏國の一宮氷川の大
宮神さびく森の梢いと高し上尾桶川鳩巢の近
き代より乃むまや路そ荒川堤かゝりて急くと
まれととる行を日の暮をきて熊谷の里に飯森の
夢むまひ岡部の原乃八千草の花の色々々さき
友あり顔よえ花並ともあき汝かき身の足早に踏
分ゆきて武藏國と上野國の境なる神野川をかち
こくろその日も既な倉加野と人のしんをいそ
くらに和田に宿かりさす夜をこめり行不と疲

れし足門淡川や杵橋よりこくろ白井の里伊熊小
河原十八坂嶮しけとともりのかどからし小田原
いで夜よの四の日みの五日といふ不どみ沼田
の城み入しこの日頃やくとみ親しむ面々を
呼あひむ何事みやと馳集るの誰ぞ横山裏右衛
門森昭定九郎宮越岡右衛門打越治右衛門猪股平
次郎同彌七郎須川玄蕃元山本源右衛門以下六十
餘人そ袖をけらぬ肱をこくろ書院せよと居から
ひたり能登守出會る留守の次第をきく終り其後
猪股申やう名胡桃の真田々墳墓の地とや立秀吉
を偽りこれを領さかのむおらに彼地の百姓原を

本朝記二編卷九

二

無禮を働かよ糸たうか又承さふかくてハ治田
 の領地をも往々かまめん心と志ら敷いざや人々
 何とうお不以急名胡桃へ押寄城を乗とりこの
 日頃無禮をさくらく百姓原を切くさてその勢は
 信濃國へ切て出越後を討たひらけ都せめいり
 秀吉を追落く北條殿を天下の武將とかし我等も
 一國一城の主とあらんとおりハ如何といへハ
 何れも充々と同心し志らは名胡桃へ取かけん
 と時刻を伺ふをりしも何れ治田名胡桃の百姓水
 論して治田の百姓三人殺さし七八人も手を負ふ
 たりそのうへ名胡桃の城代伊勢崎藤右衛門ハ上

田子ありく留守とさく猪股とくや究竟の事こそ
 あれ急を打立人々よといへハいハれも劣らると
 混甲ふよろふく百五十餘人名胡桃へきよよき短
 兵急は攻立たり名胡桃みくハおりハ寄ぬとく
 いハ城は大将かき折ふハおハハ一防を防さハハ
 ど叶ふまハとや思ひらん信列さして落たりけり
 猪股ハおりハまハ名胡桃を追落し勝關あけて
 引かへハ此よハ氏郡へ注進しけさハ氏郡以の外
 み仰天くまハ沙汰の限りの狼藉ハかいハまをべ
 ぞと家老以下召集く評定ありけはハ中山六郎右
 衛門進ミ出て申やうハ上野のらちハ真田領を殘

正さかへ〜と。明壽院長老を使節として差下さ
とけり然るに北條より石巻左馬助康昌といふ
者を使者として猪股といふ由舎侍の態かふ由を
訴申され〜かとも關白の怒更み解以石巻を禁獄
せられけり

關白殿下より北條氏政父子へ御書の事

并北條家評定乃事

關白殿下北條氏政征伐あふ〜と。條々を小田
原へ下されたり其状も

一北條之事近年茂公儀不能上洛殊於關東任
雅意狼藉不及是非然間去年可被加御誅罰

外明壽院被差遣節種々被致懇望之間宥免
施以余數被仰出候者御請申付被殺御赦免
則美濃守罷上御禮申上候事

一先年從駿河被相定國切之内沼田違亂之儀
申上候間美濃守被成御對面上者棟目之儀
被聞召届有様被仰付候間郎從指越候へと
被仰出候外江雪指上訖駿河與北條國切之
約諾之儀如何と御尋候外其意趣者申斐信
濃之兩國之分者駿河手柄次第可被申付上
野之儀者北條可被申付由相定申斐信濃兩
國者則駿河被申付者上野沼田之儀者北條

不及言却而駿河相違之様ニ申成寄事於左
右北條出仕迷惑申候旨申上歟と被思召於
其儀者治田を可被下候乍去上野之内真田
持參候知行三分二治田城に相附北條に可
被下候三分一者真田に被仰付候条其中に
有之城者真田可相抱由被仰定右北條に被
下候三分二之替地者從駿河真田に可被渡
由被成御極北條上洛可仕之一札出候上者
猶被差遣御上使治田可被相渡被仰出江雪
被返下候事

一 當年極月上旬氏政可被出仕之旨御請一札

進上候依之被指遣津田隼人正富田左近將
監治田被渡下候事

一 治田要害請取候上者右之一札に相任せ則
可被罷上と被思召候外真田相抱候おくる
この城を取表裏仕候上者非可被成御對面
儀候被使雖可及生害助命返進候事

一 秀吉若輩之時孤とあり信長公屬幕下身
を山野に捨骨を海岸に碎り干戈を枕し
る夜半に寢風に起て軍忠を竭し戦功を勵
ま然而中頃より蒙君恩入り名を知る因茲
西國征伐之儀被仰付對大敵爭雌雄刻明智

日向守光秀以無道之故奉討信長公此注進
を聞届け弥彼表へ押詰任存分不移時刻令
上洛逆徒光秀伐頭奉報恩惠雪會誓其後又
柴田修理亮勝家信長公之志高恩國家を亂
一叛逆之奈是又令退治訖此外諸國之叛者
討之降者近之無不屬麾下者就中一言之表
裏不可有之以此故相叶天命哉予既奉登龍
揚鷹之誓成塩梅即闕之臣關万機之政然外
氏政脊天道之正理對帝都企奸謀何不蒙天
罰哉古諺云巧詐不如拙誠呀詮普天之下逆
勅命輩早不可不加誅罰來歲自携節旗令進

發可刻逆徒首事不可迴踵者也

天正十七年十月廿四日 秀吉公 朱印

北條元京大夫とのへ

氏政此状を一覽ありて舎弟ありては陸奥守氏輝
不向ひ申されけふ御覽へ關白より如斯申越
れり抑この秀吉といふ男ハ小田原をこつて
左衛門大夫の許に三四箇月の草履取入居たり
しものぢかゝる如斯あり出て我等まわつた
書状をさし下以事過分と申へ然かあり畿内中
國西國四國を彼奴ら旗下より従ひかひけハ必定

二三十萬の人数ふく有へし然ハ軍勢の手配をせよやといひおは北條美濃守是をきいひしよも關白の書状の請をくくのちの事と申よまかせまり返牒よ及とれけり

條目

老父截流齋上浴遅々有之間治津迄御下向一昨日御紙面案内之外候抑今度明壽院一陽軒下向之砌截流齋罷上儀勿論候但當年ハ難成來春夏之間發足之由茶々雖御断申叶御旨茶承候殿下於御了簡者早速半途迄罷出正月中旬

可京着由候就中先年駿府上浴之砌者被結骨肉當大政所三列迄御移之由承届候就而名來美之儀御立腹或者永々可被留置又者御國替杯之式法自然申來候故下國存切之由截流齋申候然者必可有御察候依之明壽院一陽軒申條此儘在京候共胸中心易上浴可申為之更不別茶無之候事
一 此度為訴訟為差上候使者御取成御模様於都鄙失面目候石卷儀更よ以く氏直相違之扱毛頭有ましく候御両所共

八問已二編卷九

恨入存候去四日明壽院此方へ招申儀
石巻御取成不審不候間内々尋可申存
知故も候然者半途不して被取押之由
無是非存候故以書中申述候事
此上無疑御取成候者無猶豫截流齋可
上洛旨申候間御兩所御分別可然様希
申所も候

一名來美之事一切不存彼城主候歟中山
書付進一申候既も真田手前へ相渡候
内不候間不及取合候越後勢半途へ打
出信列川中嶋知行替候由申候越後之

儀不一代敵國故治田之儀一日も安泰
可有之候哉乍去彼申余實否不知駿府
へ先般尋申遣候定めて二三日中可成
候努々表裏も無之候間名來美當時百
姓屋敷淵底以前御下向之砌可有見分
事も候然者吾妻領直田元々より取來
候臺詰不相渡候箇様之小事も可申達
儀無之候間拾置候名來美之儀ハ對決
之上何分可致承知候以上

十二月七日 氏直判

富田丸近将監殿

津田隼人正殿

此書状しよぶじょうに駿府すまふより御書ごしよを添そへられたりたくし。両使りやうし下向げこうの砌こしらへ石巻いしまきをも同道どうどうありて三枚橋さんまいはしに置おかれ。兩人りやうにん乃すなはち口状くちじょう入りて石巻いしまき事こと大坂おほさかに於おて死罪しつざいを行なし入いりて。思おもはれしへとも舊ふるき家いへの工たくらみも以もて間あひだ明年めいねん二三にさん月のころ出馬しゅつばし氏政うぢまさ氏直うぢちか乃すなはち心中しんちゆうを承うけたまりし。その上うへみも腹はらを切きはさる。赦免しやくめんさはさる。二川ふたがわの間まを出いる。ら以もて仰おほせはさる。しを申またり。又また駿府すまふへり。小田こゝろ原はらと埒目さきめの儀ぎ形かたち。二三日ふたにさんじつ滞留たいりゆうの御都合ごごうごうも急いそ々々御入浴ごにりよくの様ようも仰おほせられけふもより。十一月廿九日じゅういちがつにじゅうくにち。

駿府御發足すまふごはつそくありて。此日このひ田中城たなかじょうに入いり。十二月朔日じふにがつしやくにち濱松はままつに御入ごにり。二日ふたにちハ吉田きちだに宿しゆく。三日さんじつハ岡崎おかざきへ入いり。種々しゆしゆの御手當ごてあて仰おほせられけふ時とき何なにのこと申ま出いたり。しん

終つひ八嶋やちのまてりかびかめ

と申まし。御供中ごきゆうちゆうも口癖くちくせに申まふ。たりけふを酒井宮内大輔さかゐのみやうだいほ心中しんちゆうに秘ひして供奉くわんぷしけふ。矢矧やがぎのちを渡わたる時とき柴船しばふねの中なかより

遠とほからハ關せきの東ひがしより

聲こゑを聞きく。柏子かしらと唱なむ。出いる。を聞きく。自然しぜんと一首いっしゆ連續れんぞくし。たりけり。後のちもあひへり。不思議ふしぎの示現しげん

ありといよ、心は秘ぢ、とかや五日岡崎を御出
立九日入の御入浴あり十日聚樂入御秀吉公御
對面あり、御饗應の上北條退治の御談話
あり御縁者たるゆゑ、今日まゝ御見合乃よ、御
ら且關東八箇國御移住の御約束あり、十二日御
出京路次み於て北條退治乃事を御家人に御合さ
れ十四日夜入る三列へ御下着十六日西尾に御
入るより長九君御上浴の御催あり、酒井右兵衛
大夫忠世万事を奉行せ廿日駿府に還御川々道々
の普請を嚴重に仰出され、今は三尺の路
も四尺五尺に作り、かち渡りの川入の蛇籠をふせ

橋をかけ、船をのこさかゝりけるを、
日本乃人數をこゝに、
と船頭の中より申出、
とあまのの、一同に唱ひける、
大軍の此道を通行せ、
人のを、
ありあ、關白殿下、
を中ける、
るからんと、

重修真書太閤記十一編卷之九終

